

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

1.（預金の払戻し）

- （1）普通預金（以下「この預金」という。）口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- （2）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

2.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

無利息型普通預金には利息をつけません。

3.（未利用口座管理手数料）

- （1）令和2年4月1日以降に開設した普通預金口座は、最後の預入れまたは払戻し（決算利息の預入れ、本条で定める手数料の引落しを除く）から2年以上利用が無い場合には、未利用口座となります。
- （2）未利用口座となった口座の保有者は、未利用口座管理手数料として当金庫店頭に表示された所定の手数料を徴求する対象とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。
 - ① 口座残高が10,000円以上の場合
 - ② 同一支店で、他にお預かり金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がある場合
 - ③ 当金庫でお借入がある場合
- （3）前項の場合、当金庫は未利用口座保有者に対して手数料徴求を予告する文書を郵送し、3ヶ月経過しても利用が無い場合は、この口座から、払戻請求書等によらず、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- （4）前項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。
- （5）この口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- （6）前項によって解約された口座の再利用はできません。